

陽光地区

I 協議体の概要

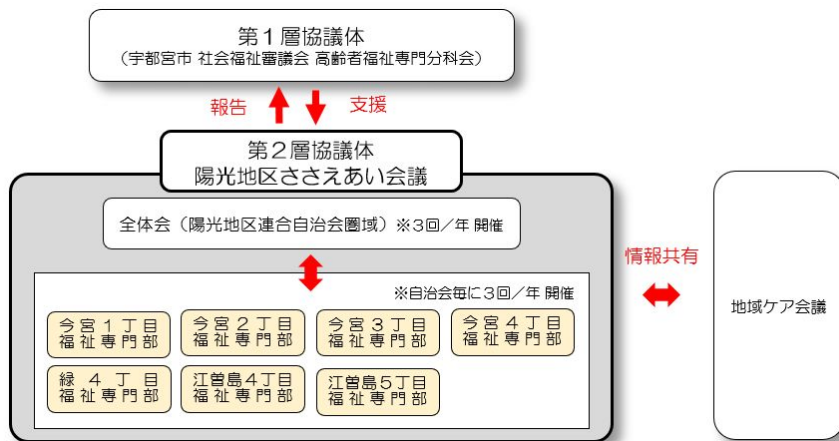
名 称	陽光地区ささえあい会議		
設置年月日	令和2年4月1日	開催頻度	3回/年(全体会) 3回/年(単位自治会)
構成団体(◎:事務局)			
○ 連 合 自 治 会	◎ まちづくり協議会	○ 民生委員児童委員協議会	○ 地区社会福祉協議会
○ 老人クラブ連合会	○ 福祉協力員連絡会	○ 健康づくり推進委員会	第2層生活支援コーディネーター
市社会福祉協議会	○ 地域包括支援センター	○	その他(地域ビジョン福祉部会)
設置方式			
○ 新規設置	既存会議活用()		地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>		
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成30年 ～ 令和元年	連合自治会が中心となり、各単位自治会に「福祉専門部会※」を設置 ※ 単位自治会において、自治会長、民生委員、福祉協力員等で構成し、高齢者をはじめとした福祉的な課題について検討する組織		
令和元年5月	まちづくり協議会に「福祉部会」を設置		
令和2年3月	自治会長会議 → 第2層協議体を新規に設置することについて合意形成		
4月	第2層協議体設置		
協議体における検討内容(協議体で取り組んできたこと、議論してきたこと)			
地域情報の共有, 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターや各地域団体からの活動報告, 情報提供 高齢者の困りごとに関するアンケート調査の実施 		
支え合い活動について (見守り活動, 居場所づくり, 生活支援ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査結果を踏まえた生活支援サービスの検討 		

II 取組事例

【自治会「福祉専門部」を中心とした協議体運営】

内 容： 単位自治会の「福祉専門部」においては、自治会圏域の課題の把握や取組の検討を行い、「全体会」においては、陽光地区全域における課題の把握や取組方針の検討や自治会への周知等を行うことにより、地域ぐるみの活動を行う体制としている。

【陽光地区ささえあい会議の推進体制】



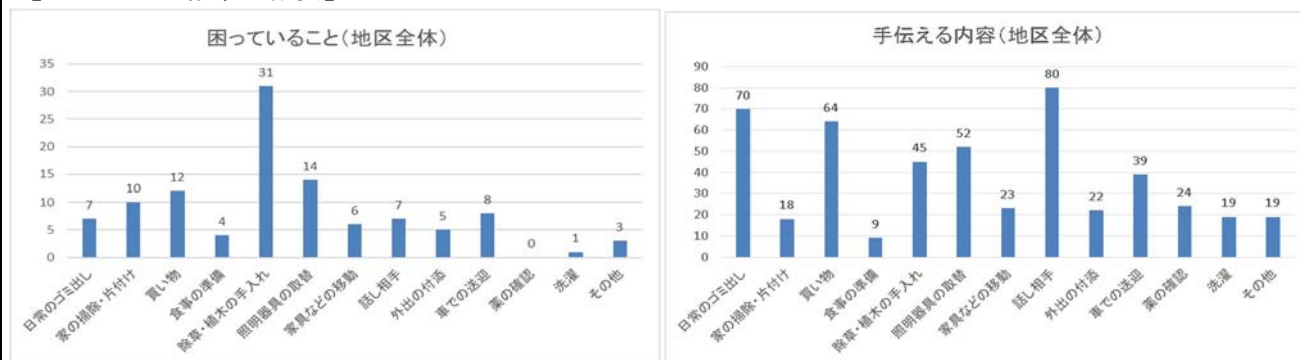
【高齢者の困りごとに関するアンケート調査の実施】#

対 象： 65歳以上の自治会員

内 容： 日常生活上の困りごと（ごみ出しや掃除など）や、支援の担い手について把握するもの

方 法： 単位自治会毎に、回覧等により配布、回収

【アンケート結果の概要】



効果（検討中の場合は、期待する効果）

地域課題や担い手について把握することができた。また、第2層協議体の活動の周知につながった。

#

III 協議体を設置して、良かったこと

単位自治会を中心とした組織とすることにより、地域情報の集約や共有、単位自治会の取組の集約や、地域ぐるみによる取組の検討を行うことができるようになった。

IV 今後の方向性

- ・ アンケート調査結果を活用し、生活支援サービス（ボランティア活動）の検討を行う。
- ・ 各自治会における「福祉専門部」を継続的に開催するとともに、地域ケア会議との連携による課題の把握を行いながら、支え合い活動の創出に向けた検討を進める。
- ・ 若い世代を含めた、担い手となる人材の確保及び充実に向けた検討を行う。
- ・ 単位自治会ごとのコーディネーターの設置に向けた検討を行う。

「陽光地区ささえあい第2層協議体」設置要綱

(通 則)

- 第1条 本要綱は、「陽光地区ささえあい第2層協議体」(以下「地区ささえあい会」という。)を推進するための基本的事項をまとめたものである。
- また、その推進にあたっては、地域ビジョンの柱立てにある「高齢者が生きがいを持って、はつらつと暮らせるまちづくり」の具現化を図るため、福祉活動に係る組織強化・財政強化を図り推進する。

(構成委員)

- 第2条 会則第3条の(1)地区連合自治会圏域(全体会)の会長は、地区まちづくり推進協議会福祉部会長(地区社会福祉協議会長)を充てる。

(事務局)

- 第3条 「地区ささえあい会」を推進するための事務局は、陽光地区まちづくり推進協議会内に置く。

(本会の業務)

- 第4条 本会は、地域包括センター地域ケア会議との連携協議を基に、陽光地区における地域の生活環境や住民ニーズを掌握し、それらを踏まえた地域の様々な支え合いの仕組みづくりを調査研究しながら、会則第5条で定める諸活動を推進する。

- (付 則) 本要綱は、令和2年4月1日より施行する。

陽光地区ささえあい会議会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、陽光地区ささえあい会議と称し、事務所を陽光地域コミュニティセンターに置く。

(目的)

第2条 本会は、陽光地区の住民が安心して暮らし続けることができるよう、地域包括支援センター・陽光地域ケア会議及び地域の様々な関係者との情報共有や連携強化を図る。また、地域の生活環境や住民のニーズを掌握し、地域の様々な支え合いの仕組みづくりを調査研究し、地域住民による支え合い活動の更なる充実を図るため「第2層協議体」を設置する。

(組織)

第3条 本会は、陽光地区連合自治会圏域に「全体会」を設置し、単位自治会圏域の各福祉専門部（以下、「自治会福祉専門部」という）が行う地域資源やニーズの把握、課題の抽出、必要な支え合い活動の検討などを補助するとともに、各自治会福祉専門部での取組状況などの情報共有を行うこととし、これら全体をもって「陽光地区第2層協議体」とする。

2 「全体会」及び「自治会福祉専門部会」の構成は、次の各号の役職にある者をもって組織する。

(1) 陽光地区連合自治会圏域（全体会）

- ア 陽光地区連合自治会長
- イ 陽光地区内7自治会長
- ウ 陽光地区連合自治会・まちづくり推進協議会事務局長
- エ 陽光地区社会福祉協議会会長
- オ 地域ビジョン・福祉部正副会長
- カ 陽光地区民生委員・児童委員協議会長
- キ 陽光地区老人会連合会長
- ク 陽光地区健康づくり推進協議会長
- ケ 緑が丘・陽光地域包括支援センター
- コ その他本会の目的・事業に係る関係機関・団体及び個人等
(オブザーバー) △宇都宮市高齢福祉課 △宇都宮市南市民活動センター △市社会福祉協議会南部ブロック担当

(2) 単位自治会圏域（自治会福祉専門部会）

各自治会の福祉専門部は、各自治会の推薦者により構成する。

(例) 自治会長、民生委員・児童委員、福祉協力員、協議体の趣旨に賛同し、福祉活動に意欲のある地域住民等

(会 議)

第4条 本会の会議は、全体会及び自治会福祉専門部会とし会長が招集する。開催については、全体会議は年2回、自治会福祉専門部会議は年3回とする。

(本会の業務)

第5条 本会は、宇都宮市が目指す地域包括ケアシステム第2層協議体として、地域ケア会議と連携を図り、地域住民が主体的に活動できる「介護予防」、「生活支援」と、これにつなげる「見守り活動」を効果的に推進するため、定期的に会合を持ち、次に定める業務を推進する。

- (1)地域住民が主体となって、高齢者の生活を支える体制づくりを図る。
- (2)高齢者の生活における隘路(交通・医療・介護・買い物等)の実態調査とそれらを踏まえた支援活動の仕組みづくりの調査研究を行う。
- (3)第2層協議体「ささえあい会」の組織体制の構築とアクションプランのスケジュールを明確にして適時、推進展開する。
- (4)認知症に対する地域理解と地域支援の在り方など研究し、対応策を推進する。
- (5)地域住民が気楽に集まれる場所・機会づくりや元気な高齢者づくりの手立て、参加誘導策を推進する。
- (6)地域住民への理解を図るため、広報による周知を図る。
- (7)日常の生活行動困窮者の実態を踏まえた支援策の研究構築。
- (8)「高齢者一人暮らし見守りネットワーク」のフォローアップの推進。
- (9)自治会福祉専門部会から負託された事項
- (10)その他推進活動における課題の解決。

(本会活動の中核的組織)

第6条 本会の活動は、第2条に定める目的を遂行するための資源として開発された地区内自治会が組織する「自治会福祉専門部会」が中核となって推進する。

2 「自治会福祉専門部会」が行う具体的な活動は、次の各号に定める事項とする。

- (1) 介護予防： 生活機能の低下予防につながるような外出や交流しやすい環境整備と身近な地域での健康づくり・生きがいつくり活動
- (2) 生活支援： 安否確認を兼ねて行う清潔の保持に繋がる簡単な生活支援及び地域の支え合い体制の構築・整備と生活上のニーズに応じたサービスの提供と支援

- (3) 見守り：地域住民相互が日常でのさりげない挨拶・声掛けや目配り及び訪問等により、高齢者等が安全・安心な生活を確保する環境の醸成。
- 3 前項のうち介護予防・生活支援活動については、地域包括支援センターと緊密な連携を諮り遺漏なきを期するものとする。
- 4 第2層協議体で解決が困難な市域全域に関するような大きな課題については、宇都宮市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会が担う第1層協議体に報告又は必要な情報提供の支援を受ける。

(役員)

第7条 本会の陽光地区連合圏域(全体会)に、次の役員を置く。

- | | |
|------------|-------------|
| (1) 会長 1名 | (3) 副会長 若干名 |
| (2) 理事 若干名 | (4) 会計 1名 |
| (5) 監事 2名 | |

(役員を選出)

第8条 役員を選出は、次のとおり行う。

- (1) 全体会の会長は、陽光地区社会福祉協議会長を充て、他は構成員の互選により決定する。
- (2) 各自治会の福祉専門部会の役員は、全体会に準じて、各自治会の構成員の互選により決定する。

(役員の仕事)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を執行及び統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。
- 3 理事は、会務の運営と執行にあたる。
- 4 会計は、本会の経理を掌る。
- 5 監査は、本会の会計業務を監査する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。

(会費)

第11条 本会の経理は、市委託金及びその他の経費を持って充てる。

(付則) この会則は、令和2年4月1日から施行する。